

三原市メンタルヘルスサポート事業選定基準表(審査表)

令和6年3月13日
保健福祉課

審査においては委員全員が6割(60点)以上であること

配点:優れている:5 普通:3 劣っている:1

評価項目		評価基準	審査員一人当たり配点		審査員合計
1 法人評価					
(1)	本業務に対する基本方針	本業務の目的と応募理念が合致しているか、先進的な取り組みへの姿勢が見られるか	5	15	15
(2)	業務遂行のための体制	業務運営の体制が整備されているか	5		21
(3)	業務実績または受託体制	受託実績及び類似実績はあるか	5		19
小計				15	55
2 運営技術力評価					
(1)	周知方法	広く市民に周知する方法を考案し、実施できるか	5	5	11
(2)	相談日の設定	指定日に相談対応できる体制を確保できるか	5	5	23
(3)	相談場所	相談場所の確保	5	15	15
		相談環境(待合室)	5		19
		相談環境(相談室・その他)	5		21
(4)	相談体制	相談員	5	40	17
		相談受付	5		19
		カウンセリング	5		13
		相談後の対応	5		19
		記録	5		15
		報告	5		15
		個人台帳の整理	5		15
(5)	個人情報保護	書類の保管	5	15	17
		保存期間の設定	5		17
		守秘義務の遵守	5		15
(6)	独自提案	業務範囲内における市民利益に有効な独自提案があるか	5	5	15
小計				85	281
合計				100点	336

審査員5人の平均 67.2点